

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について

今般、中東情勢の変化に伴い、塗料などの石油精製品（ナフサ^{※1}等）を原料とする建設資材（以下「指定品目」という。）の納期遅延や価格が高騰している状況となっております。

※1 原油を精製した際に得られる石油化学の基礎原料で、塗料・断熱材・ウレタン塗膜防水・床材・壁材・接着剤などの原料。

防衛省においては、今般の急激な物価変動等により、予定価格と実勢価格に乖離が生ずるおそれがあることや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、請負代金額の設定、工期の設定、スライド条項の適切な運用等に係る取組を実施し、入札参加者及び受注者のみなさまの不安の解消に努めることを目的として、以下の対応を行います。

概 要

●新規に発注する工事への対応

・発注時の官側積算は刊行物をベースに作成し、指定品目に係る官側積算に使用する刊行物の名称、月、内容等（価格を除く）及び見積採用単価について、入札参加者へ事前に交付します。

・契約後、契約書第27条第5項（単品スライド条項）の請求があった際には指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象とします。

・また、単品スライドは、受注者が購入価格を証明し、適切な購入金額であると認められる場合は、実際の購入価格^{※2}を用いて請負代金額を変更することが可能です。

※2 実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定します。

●既に契約済みの工事への対応

・単品スライドの請求があった際の積算方法は、新規に発注する工事と同様に指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象とします。

●工期延長等の対応

・資機材の納期が遅れる場合には、受発注者間で協議し工事一時中止及び工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行います。

適用開始日

○新規発注

令和8年6月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

○既契約又は令和8年6月1日以前に入札公告を行った工事

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。